

令和元年度第4回自立支援協議会地域生活支援部会 議事要旨

1. 開催日時 令和2年2月13日(木)午後1時30分～3時30分

2. 開催場所 市役所4階 S2・3会議室

3. 出席者(委員)*団体名のみ記載

(福)なゆた(リーダー)、(福)敬心福祉会(サブリーダー)

千葉商科大学、いちょうの会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安手をつなぐ親の会、千葉発達障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、(福)パーソナル・アシスタンスとも、(特非)あいらんど、(特非)千楽、(福)サンワーク、(福)南台五光福祉協会、(株)A.ver、ケーズケア(同)、(株)徳久、(福)佑啓会、(福)市川レンコンの会、障害者就業・生活支援センターいちされん、順天堂大学医学部附属浦安病院、浦安市福祉部(部長)

(事務局)障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 第4回自立支援協議会の協議内容の報告
- (2) 第3回地域生活支援部会の振り返り
- (3) 令和元年度地域生活支援部会の議論経過と令和2年度の議論の方向性について
- (4) 就労支援に関する福祉サービスマップ作成の進捗について
- (5) 「(仮称)東野地区複合福祉施設」の整備状況について
- (6) その他

3. 閉会

4. 配布資料

- (1) 議題(1)資料1-1 第4回浦安市自立支援協議会 報告
- (2) 議題(2)資料 作業部会「福祉サービスマップの作製」ワーキングシートまとめ
- (3) 議題(3)資料 令和元年度地域生活支援部会議論経過表
- (4) 議題(4)資料 福祉サービスマップ調査先一覧等
- (5) 議題(5)資料 浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ

5. 議事概要

(リ:リーダー サ:サブリーダー 委員:委、事務局:事)

(1) 第4回自立支援協議会の協議内容の報告

■説明(事務局)

令和元年11月28日に開催された自立支援協議会の内容について報告。議題1は各部会からの活動報告、議題2は第七次千葉県障害者計画策定にかかわる意見についてであったことを報告。議題1では福祉サービスマップについて、協議会委員よりグーグルマップなどの既存の社会資源の活用について提案

があったことを報告した。

■主な意見

特になし

(2) 第3回地域生活支援部会の振り返り

■説明（事務局）

第3回地域生活支援部会議題や議論について、主には作業部会で福祉サービスマップの作成について検討し、スピード感を持って作成すること、容易に改訂できるよう1枚1枚差し替え可能な形式で作ることが決まったことを振り返った。

■主な意見

特になし

(3) 令和元年度地域生活支援部会の議論経過と令和2年度の議論の方向性について

■説明（事務局）

議題3資料「令和元年度地域生活支援部会の議論経過表」を用いて議論経過を振り返り、来年度取り組みたい議題について委員意見を求めた。

■主な意見

委：同行援護の提供事業所やヘルパーが不足している。

委：移動支援など市が指定する事業と、同行援護や行動援護など県が指定する事業があり、事業所にとって指定を受けるハードルの高さが違う。同行援護の指定事業所で就労する職員がガイドヘルパーの資格をもっている場合、同行援護のヘルパーとして認められるなら同行援護ヘルパー不足の解消につながる可能性があり、この点について事務局（障がい福祉課）に確認いただきたい。

事：確認する。

委：来年度、地域生活支援拠点のしくみが開始されるが、生活の場の事業サービスを運営する事業所間の連携を始め、地域の事業所間の連携強化について議論したい。

委：相談支援専門員の強化も必要だと感じる。利用者の特性を見極めたうえで地域資源の選択が適正にできることが重要。

委：一度も利用者とは会わずに支援計画を立てる相談支援専門員がいるという例がでたが、その場合でも報酬が支払われるのか。

事：利用者と会ったうえで、本人の希望を踏まえてプランを立てていく想定になっている。本人や保護者の押印でプランの承諾を確認し、報酬を支払っている。

委：押印については、サービスの利用継続を迫られた当事者側が立場的に弱くなる傾向があり、事業者側が気をつけなくてはならない。

委：地域生活支援拠点についてもっと集中的に協議すべき。基幹相談支援センターなど相談部門の委員も議論に加わってもらう必要があるのではないかと。地域生活支援部会の議論範囲が多岐にわたるため、議論の焦点がぼやけやすい。就労の部分と地域生活の部分は分けてもよい。

委：地域生活支援拠点については議論を進めるために、また、今後数年後に振り返りを行うためにもワーキンググループで取り組むことを検討してはどうか。

(4) 就労支援に関する福祉サービスマップ作成の進捗について

■説明（事務局）

23事業所に調査をし、22事業所から回答を得たことを報告。冊子の名称（案）を示し、投票形式で名称を「浦安はたらく場福祉マップ」決めた。

(5) 「(仮称) 東野地区複合福祉施設」の整備状況について

■説明（事務局）

議題（5）資料を用いて浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ、用語の確認、東野地区複合福祉施設に入る機能、機能ごとの開所スケジュールについて説明。令和2年10月からの地域生活支援拠点のスタートに向けて、通所棟の一部が5月に開所する。

地域生活支援拠点をどのように動かしていくか、特に基幹相談支援センターと多機能拠点の連携によるコーディネート機能をどのように動かしていくかが重要な課題となっている。

■主な意見

委：青少年発達サポートセンターの対象年齢を超えた当事者は相談対象になるか。

事：発達障がいに特化した地域活動支援センターI型で受けられる。生活に関する相談や生活リズムを作っていくことなどの相談支援ができる。精神科医のドクターが職員の支援を含めた形で後方支援に入る予定である。

委：グループホーム入居者の選定はだれが行うか。

事：市職員、施設運営法人、グループホーム支援ワーカーで行う。

委：グループホーム、短期入所の部屋はどのようなものか。

事：居住棟の2階と3階がグループホーム、短期入所になる。ワンフロアで12名（2ユニット）、2階、3階で24名。各ユニットの角部屋が特別室になっており、トイレも部屋内にある。利用者の障がい種別は限定しない。

(6) その他

■報告

事：2月21日に開催する発達障がい講演会について委員に案内。